

クリアランス制度を適用したリサイクルベンチの設置について

平成 22 年 2 月 24 日

当社は、クリアランス制度を適用して製造されたりサイクルベンチ5脚を購入し、本日、このうちの1脚を浜岡原子力発電所構内の事務棟1階ロビーに設置したことからお知らせします。

今後、残りの4脚についても発電所構内の休憩室等に、順次設置していく予定です。

今回購入した5脚のリサイクルベンチは、日本原子力発電(株)東海発電所の解体に伴い発生した廃材のうち、放射能レベルが十分低く放射性物質として取り扱う必要がないことについて、国の確認を受けた金属を再利用して製造されたものです。なお、クリアランス制度を適用した製品の設置は、当社では初めてとなります。

当社としては、1、2号機の廃止措置の過程(第2段階^{※1}以降)や3～5号機の運転・補修の過程で発生する廃材について、同制度を活用することで廃棄物の量を低減するとともに資源の有効活用に最大限努めてまいります。

クリアランス制度の概要

原子力発電所の運転・補修等に伴って放射線管理区域内で発生した廃材の中には、「低レベル放射性廃棄物」と「放射性物質として取り扱う必要がない廃材」があります。クリアランス制度とはそのうち、放射性物質として取り扱う必要がない廃材についてリサイクルまたは産業廃棄物として処分することができる仕組みです。なお、その適用にあたっては事前に事業者が放射能レベルを測定・評価した後、国が基準値(1年間に0.01ミリシーベルト^{※2})以下であることを確認します。

わが国では平成17年度に法令改正され同制度が導入されました。従来は放射線管理区域内で発生した廃材は全て放射性廃棄物として取り扱っていましたが、同制度の適用により、放射性物質として取り扱う必要のない廃材は可能な限りリサイクルできるようになることから、放射性廃棄物の量を低減するとともに資源の有効活用につながると期待されています。

リサイクルベンチの設置状況



仕様

- ・重さ: 約 30kg
- ・寸法: 幅約 90cm / 高さ約 40cm
奥行約 55cm

・材質: 炭素鋼

設置場所

- ・浜岡原子力発電所事務棟1階ロビー

※1 第2段階とは、廃止措置の過程において原子炉領域周辺設備解体撤去期間として分けられた期間で、放射性物質により汚染された区域(原子炉領域を除く)での解体撤去工事を予定しています。

※2 この基準値は、国が定めたもので、クリアランス制度によって再利用されるものが、どのように加工、再利用あるいは廃棄物として埋め立てられたとしても、日常生活の中で自然放射線から受ける線量(年間2.4ミリシーベルト)の100分の1以下となるように定められた値であり、人体への影響はありません。なお、ミリシーベルトとは、放射線が人体の組織に及ぼす効果・影響を定量的に扱うための尺度です。

以上